

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年
1月27日

□政府「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定
 - ◆特段の支障が生じない限り、「新型コロナウイルス感染症」を「5月8日」から「5類感染症」に位置づけ
 - ◆「入院・外来の医療費の自己負担分」に係る一定の公費支援については、期限を区切って継続し、「入院や外来の取扱い」については、幅広い医療機関が対応する体制へと段階的に移行
 - ※3月上旬を目途に具体的方針を提示
 - ◆「屋内でのマスク着用」については、個人の判断に委ねることを基本として検討し、見直し時期も含め、早期に検討結果を提示
 - ◆「4月以降のワクチン接種」について、「必要な接種」は引き続き「自己負担なし」
 - ◆「5類感染症」への位置づけに伴い、「政府対策本部」は廃止され、「都道府県対策本部」も廃止
 - ◆「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了